

令和3年第7回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月26日(月) 午後1時40分から午後2時00分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

11番 水谷 茂樹 (会長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光

4. 欠席委員 (1人)

4番 植松 春雄

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の選出	北清 裕邦 澤田 正人
第 2 会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、手嶋主事
第 3 農政報告	参 与 南波課長
第 4 会務報告	事務局 川本局長
第 5 議事参与の制限	あり XXXXXXXXXX
第 6 報告第20号	農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第 7 報告第21号	農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第 8 報告第22号	農地法第3条第1項の規定による相続の届出について
第 9 議案第18号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事

7. 参与

南波肇産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和3年第7回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、10名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>暑く、干ばつも続いております。ハウス物は暑すぎて苦戦しております。先ほどの話しておりましたが、メロンまつり、例年より1週間程度前倒しにした方が良いのではないかと担当と話しており、今日にでも決まるのではないかと思います。何十年お盆にする事が続いていたので残念ではありますが、いずれにせよ来年からはずらすつもりでいましたので、前倒しで、ということになるかと思えます。畑はダメなので諦めました。いつもよりも始まりが早いせいかな長い夏になるそうですが、次の農業委員会では秋の始まりになりますし、餅米も数日で刈るのではという話になっているかとも思えます。楽しみはお米だけなので、何事もないように、台風も来ないように願ひましょう。</p>
議 長 (会長)	<p>それでは令和3年 第7回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 北清委員・澤田委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 南波産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (南波)	<p>皆さんお疲れ様でございます。オリンピックも始まり、金メダルも出てきているようですが始まる前は色々言われておりましたが、何とか何事もなく終わり、選手が多く金メダルを取れることを願っております。農政報告でございますけれども、例年ですと7月の農政報告でひまわりまつりのイベントについてご報告をさせて頂いているところでございますけれども、既にご承知のとおり、感染症拡大防止の為に全てのイベントを中止しておりますし、観光センターも閉館としているところであります。22日から交通規制を行っておりますけれども、その前からパラパラとお客さんが見えている状況でございます。ひまわりの開花につきましては例年ではこの7月20日前後をひ</p>

まわりまつりの開催開始と合わせて播種を行っておりまして、大体はオープンの際にはパラパラと咲いているというのが例年ではございますけれども、今年については一番早い圃場については7月7日から3分咲き程度になっておりまして、例年よりも10日から2週間ほど開花が早いという状況になってございます。イチイの森の一番奥の圃場につきましても6月8日に蒔いたものも既に何輪か咲き始めておりまして、こんな年もないなと思っております。またお配りしております7月15日現在の農作物の生育状況につきまして、普及センターから発表されております。6月7月の好天によりまして、水稲ななつぼしで3日早となっております、他の作物も生育状況としては早と申すこととでございます。後ほどご覧いただければと思っております。以上農政報告と致します。

議 長

日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。
【4ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議案第18号で[]に議事参与の制限が掛かります。
それではこれより、報告3件、議案1件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第20号 農業者年金(旧制度・老齢年金)裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。
報告第20号 農業者年金(旧制度・老齢年金)裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係る旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和3年7月26日提出

次のページをご覧ください。

老齢年金番号 74
氏名 板谷 [REDACTED] さん
生年月日 昭和31年7月14日
進達日 令和3年7月15日
年金加入期間 平成8年6月18日～平成14年1月1日

満65歳到達による裁定請求です。
以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第7 報告第21号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

7ページをご覧ください。

報告第21号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係わる農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和3年7月26日提出

次のページをご覧ください。

老齢年金番号 136
氏名 板谷 [REDACTED] さん
生年月日 昭和31年7月14日
進達日 令和3年7月15日
年金加入期間 平成14年1月1日～平成28年7月13日

満65歳到達による裁定請求です。
以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第8 報告第22号 農地法第3条第1項の規定による相続の届出について説明願います。

事務局長

9ページをお開き下さい。
報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和3年7月26日提出

次のページをご覧ください。
受理番号 3-3 相続
権利取得者 札幌市 ■■■■■さん
権利委譲者 父親の■■■■■さんが令和3年4月9日に亡くなられ相続をしました。

土地の所在は碧水131番地2外2筆です。
田が2筆、畑が1筆で 合計面積 32,221.00㎡です。
土地は資料1ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第9 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。まずは3-売-23について説明願います。

事務局長

それでは11ページをご覧ください。
議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和3年7月26日提出

次のページをご覧ください

番号 3-売-23

所有権の移転を受ける者 和

所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社

なお、7月1日より北海道農業公社理事長が 小田原 輝和氏 に変更となっております。

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年7月27日です。

対価の支払期限は、令和4年1月31日です。

売買価格 26,698,000円

土地の所在は、竜西5番地1外40筆で

田 41筆 182,090.00㎡となっております

旧所有者は さん、 さん です。

資料の2～3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-売-23について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-23について承認いたします。

次に、番号 3-売-24について、議事参与の制限が[]にかかりますので宜しくお願いします。それでは、説明願います。

事務局長

14ページをご覧下さい

番号 3-売-24

所有権の移転を受ける者 三谷 []

所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年7月27日です。

対価の支払期限は、令和4年2月28日です。

売買価格 49,690,000円

土地の所在は、三谷16番地7外59筆で

田 58筆 畑 2筆 224,266.00㎡となっております

旧所有者は []さん、[]さん、[]さん、
[]さん です。

資料の4～6ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

番号 3-売-24について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-24について承認いたします。

高田委員の議事参与の制限を解きます。

以上で第7回農業委員会総会終了致します。

議 長

1 番委員

2 番委員
